

## 児童館・児童センター等のあり方について

### 1 現状について

#### (1) 児童館・児童センター・児童クラブの概要

##### ア 児童館・児童センター

児童福祉法第 40 条に定める児童厚生施設であり、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする施設である。本市では、児童館・児童センターを活用して、放課後児童健全育成事業を実施している。

##### イ 児童クラブ

小学校の余裕教室や公民館等を活用して、放課後児童健全育成事業を実施している。

##### ウ 放課後児童健全育成事業（児童福祉法第 6 条の 2）

保護者が労働等により昼間家庭にいない、概ね 10 歳未満の小学生（概ね 1 年生から 3 年生）に、児童厚生施設等の施設を利用して、児童の健全な育成を図る事業である。

##### エ 平成 18 年 4 月末日現在の状況

資料 1 参照

#### (2) 児童館・児童センターの利用状況

##### ア 平成 11 年度から平成 17 年度までの推移

資料 1 参照

##### イ 傾向

- ・児童館・児童センターの施設数の増加に伴い、登録児童数も増加している。
- ・1 館当たりの平均登録児童数が増加している。（H11→H17 約 1.5 倍）
- ・小学校 1 年生から小学校 3 年生の総数に占める登録児童数の割合が増加している。（H11→H17 約 2 倍）

### 2 放課後児童対策が求められる背景

#### (1) 社会的な背景

- ・共働き世帯の増加、母子世帯の増加 → 仕事と子育ての両立の支援
- ・子どもを取り巻く環境の悪化（事件等の増加） → 子どもの安全の確保
- ・地域を中心とした取り組み（「地域の子どもは地域で育てる」） → 地域における子育ての支援
- ・少子化により隣近所に子どもが少ない → 子どもの安全な居場所

## (2) 歴史的な背景

- ・長野市は児童館・児童センターを早くから整備し、「鍵っ子対策」を出発点とした福祉的観点から放課後児童対策を実施してきた。

## 3 課題

### (1) 登録児童数の増加

- ・児童数の多い小学校区にある施設の登録児童が増加している。
- ・一部施設においては、対象者を制限する傾向がある。(小学校3年生を登録しないなど)

### (2) 施設の狭隘化

- ・施設の増改築などの対応

※現在、新規に建設をする場合は、小学校に併設するか、若しくは、小学校敷地内を原則としている。

### (3) サービスの向上（市民要望の高いもの）

- ・開館時間の延長
- ・職員の配置人数を増やすなど、児童に対するきめ細やかな対応

### (4) 財政負担の増加

- ・登録児童数の増加に伴い、年々、財政負担が増加している。
- ・増加する市民ニーズに対応するため、新たな財源確保が必要となる。

## 4 課題への取り組み

### (1) 教育委員会との連携

- ・小学校の余裕教室など学校施設を活用する方向性の検討
- ・教育委員会との定期的な協議や情報交換会の開催  
(H18.5.18 第1回関係課長会議開催、教・総務課、学校教育課、生涯学習課)
- ・小学校の整備計画に基づいた、児童館・児童センターの整備計画の検討
- ・参考：厚生労働省と文部科学省の放課後対策事業の連携 資料2参照

### (2) 入館の登録基準の遵守

- ・平成17年度に児童館・児童センターへの登録基準を整理し、明確化したのに伴い、登録基準を遵守するよう運営主体に働き掛ける。

### (3) 受益者負担（利用料金制）導入の検討

#### ア 概要

- ・市民ニーズに対応するサービス提供を図るため、利用者からの利用料負担を検討する。（現在、おやつ代の実費負担（約3,000円）を除いて、利用料は無料）
- ・長野市財政構造改革プログラム（H18～H22）に基づいた取り組みを図る

#### イ 検討の方法

- ・検討組織を設置して料金や徴収方法の検討を図る。  
（構成メンバーは館長会、厚生員の代表、運営主体、母親クラブ、利用者の代表などを想定）
- ・利用者の意向の把握（アンケート調査などの実施）
- ・中核市の状況把握（下表を参照）
- ・先進地の視察（放課後児童対策全般も含めて）

中核市35市の状況（長野市は除く）

運営形態	中核市数		利用料	無料
直営	18	→	16	2
委託・補助	24	→	21	3

※中核市数が42市となるが、7市については、直営分と委託分のクラブが重複している。

1 児童館・児童センターの概要

H18.4末現在

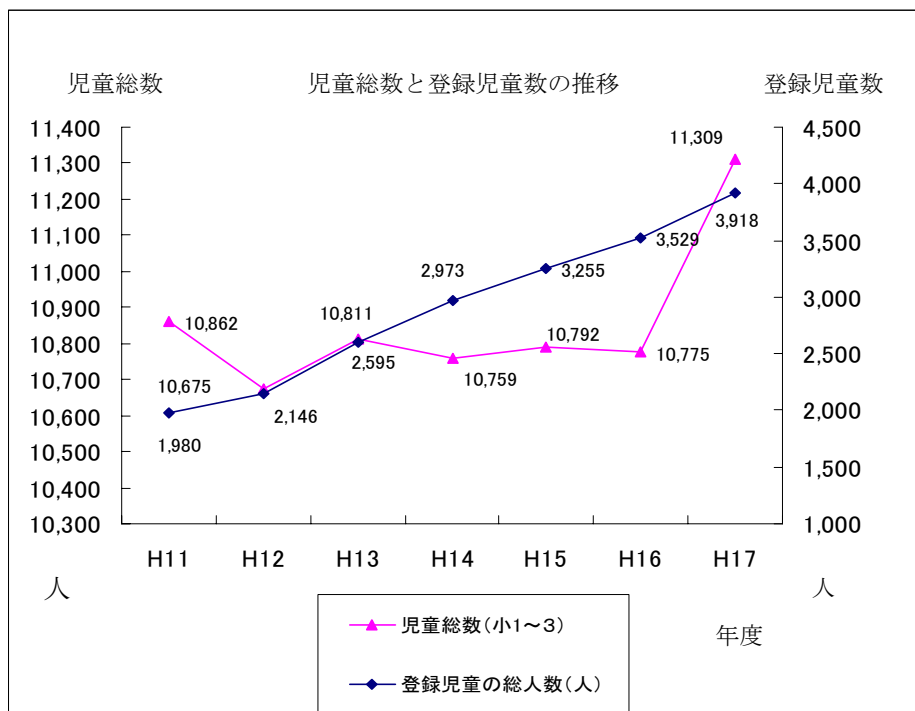
形態	小学校区	設置数	登録児童数	備考
児童館・児童センター	43	44	4,106	豊野西部児童館・豊野中央児童館は豊野西小学校区
児童クラブ	11	17	721	6クラブの小学校区には児童館・児童センターが設置
計	54	61	4,722	

※小学校区は市立のみをカウント

2 児童館・児童センターの利用状況

年度	小1～小3の児童総数 A	館数	登録児童の総人数（一日平均：人） B	B/A (%)	1館当たり平均登録児童数（人）	延べ利用者数（人）
11	10,862	35	1,980	18.2	57	468,696
12	10,675	35	2,146	20.1	61	500,943
13	10,811	38	2,595	24	68	584,826
14	10,759	39	2,973	27.6	76	630,444
15	10,792	40	3,255	30.2	79	699,397
16	10,775	40	3,529	32.7	88	748,754
17	11,309	44	3,918	34.6	89	835,800

除く：幼児型



## 長野市児童館・児童センター登録基準

長野市児童館・児童センター（以下「児童館等」という。）へ登録する児童の、入所に当たっての判断基準は以下のとおりとする。

（登録できる世帯の前提条件）

児童館等に登録できる世帯の前提条件は、次のいずれかに該当するものとする。

- 1 保護者が就労しており、放課後、児童の面倒を見る祖父母兄弟等が同居していない、又は近くにいない。
- 2 保護者の病気等、又は家族に常時介護を要する者がいるため、児童の面倒を見ることができない。

（登録に当たっての優先順位）

児童館等に登録する優先順位は以下の順による。

- 1 低学年の児童を優先する。
- 2 前年度から継続して登録する児童の場合、前年度の利用状況を考慮する。
- 3 児童館等への入館受付期間中に申請のあった児童を優先する。
- 4 地域の事情や家庭において特段の事情がある場合は、関係者で協議して決定する。

（その他）

- 1 この基準は、長野市児童館の設置及び管理に関する条例、同条例施行規則及び長野市児童館管理運営に関する要綱に基づくものである。